

令和2年9月10日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ホ)第127号 損害(名誉)回復請求控訴事件

(原審・山口地方裁判所宇部支部令和元年(ワ)第101号)

口頭弁論終結日 令和2年7月6日

判 決

山口県山陽小野田市新有帆町19番1号

控 訴 人	太 陽 産 業 株 式 会 社
同代表者代表取締役	杉 山 晶 等
同訴訟代理人弁護士	神 邊 健 司
同	玉 岡 範 久

山口県山陽小野田市叶松2丁目5番1号

被 控 訴 人	山 田 伸 幸
同訴訟代理人弁護士	白 井 俊 紀
同	田 川 瞳
同	大 塚 奈 津 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を、山口新聞に1回掲載せよ。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する平成30年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

5 第3項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、市議会議員である被控訴人が当該市議会の定例会においてした発言により名誉を毀損されたなどと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づき、損害賠償として100万円及びこれに対する不法行為の日である平成30年9月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、民法723条に基づき措置として、日刊新聞紙に謝罪広告を掲載するよう求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が本件控訴をした。

2 前提事実（証拠等を掲記したもの以外は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 控訴人は、土木建築の設計、施工及び工事監理のほか、給排水衛生設備、消防施設、電気、空調設備及び電気通信設備並びに水道及びその他設備工事の設計、施工及び工事監理等を目的とする株式会社である。（甲1）

イ 被控訴人は、平成29年10月10日から山口県山陽小野田市（以下、単に「山陽小野田市」という。）の市議会（以下「本件市議会」という。）の議員を務めている者である。（甲3）

(2) 本件に至る経緯等

ア 控訴人及び株式会社安川電機（以下「安川電機」という。）が構成する安川・太陽共同企業体（以下「本件企業体」という。）は、平成30年9月11日、山陽小野田市が発注する同市東下津地内を工事場所とする「東下津地区内水対策施設整備工事（電気機械設備工事）」（以下「本件工事」という。）を、指名競争入札により落札した。なお、本件工事の予定価格（税込）は5億8301万5320円であり、本件企業体を含む入札指名業者7社のうち4社が入札し、入札金額については、本件企業体が3億2000万円、他の指名業者が、それぞれ、4億7550万円、4億円及

び3億5300万円であった。(甲6)

イ 本件市議会において、平成30年9月、定例会が開催された。山陽小野田市長は、同月26日、本件市議会に対し、本件工事の請負契約を締結することについて、同市の条例の規定により本件市議会の議決を求める旨の議案(以下「本件議案」という。)を提出した。(甲4)

ウ 本件市議会の定例会において、平成30年9月28日、本件議案の質疑が行われた。被控訴人は、本件議案に関し、本件工事が予定価格より大幅に低い金額で落札されており、工事の品質が設計通り保てるかどうか、品質が保たれるとしても労務者や下請関係者に対するしわ寄せが心配されるなどと発言した後、「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方からご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともあるんですが、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために、低価格入札をするのは本当にいかなものかと、いう風に思うわけですが、この企業の実績等については、何か報告等があったでしょうか。」との発言(以下「本件発言」という。)をした。(甲5)

3 原審及び当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張(請求原因)

ア 被控訴人は、本件発言により、公然と事実を摘示して控訴人の名誉を毀損したから、被控訴人は、控訴人に対して不法行為責任を負う。

本件発言により控訴人に生じた損害を回復するためには100万円が相当であり、控訴人は、被控訴人に対し、民法709条に基づき、損害賠償として100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。

また、本件発言は、本件工事の施工地域の住民等の理解を得ながら土木工事を行わなければならない控訴人が、労働者に過酷な労働条件を強いているかの如く誤信させる内容であり、これによる控訴人の名誉・信用の毀損の程度は著しい。したがって、控訴人は、被害回復のため、民法723条に基づき、原判決別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を日刊新聞紙である山口新聞に1回掲載することを求める。

イ 被控訴人は、本件発言については、本件市議会において公務としてしたものであり、仮に不法行為を構成するとしても、被控訴人個人が責任を負うことはない主張する。しかし、本件発言については、根拠がなく誤った内容であり、政策論争や意見発表の域を超えて誤った事実を披歴する行き過ぎたものであったから、公務員個人である被控訴人の責任が肯定されるべきである。また、仮に、損害賠償について被控訴人個人の不法行為責任が認められないとしても、謝罪広告については行為者本人がこれを掲載しなければ目的を達し得ないから、被控訴人個人に対する請求が認められるべきである。

(2) 被控訴人の主張

ア 本件発言が控訴人の名誉を毀損するものであることを否認する。本件発言は、「電気事業者」として安川電機を指したものであり、また、ブラック企業ではないかという抽象的な評価を述べたもので、具体的な事実を摘示したものでもない。

本件発言は、本件企業体の落札価格が適正かを明らかにするための質問として公共の利害に関するものであり、不法行為を構成するものではない。

イ 公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずるのであって、公務員個人は民法上も国家賠償法上もその責任を負わない（最高裁昭和30年4月19日第三小法廷判決）。本件発言は、被控訴人が、本件市議会において市議会議員の公務としてしたものであり、仮に不法行為を構成するとしても、被控訴人個人が責任を負うことはなく、民法723条に基づき謝罪広告の掲載についても同様である。

第3 当裁判所の判断

1 公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国家賠償法1条1項に基づき国又は公共団体が賠償の責に任じ、公務員個人は、被害者に対してその責任を負わないところ（最高裁昭和28年(オ)第625号同30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号53

4頁，最高裁昭和49年(オ)第419号同53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁等)，控訴人は，そうであるとしても，本件発言については，その内容に照らし，公務員個人である被控訴人の責任が肯定されるべきであり，また，謝罪広告については行為者本人がこれを掲載しなければ目的を達し得ないから，被控訴人個人に対する請求が認められるべきである旨を主張する。

2 そこで，まず，本件発言が控訴人の名誉を毀損するものと認められるか否かについて検討するに，前提事実及び証拠（甲5）によれば，被控訴人は，本件企業体による予定価格よりも大幅に低い金額での落札に問題はなかったのかを質す中で本件発言をしたものであり，本件発言中の「この電気事業者」が直ちに控訴人を指したものであるとは認められないし，また，本件発言中の「非常に厳しい労働条件，所謂ブラック企業ではないかということ，調査に入ったこともある」という部分も，控訴人が非常に厳しい労働条件のもとで労働者を使用しているなどと断定したものではなく，本件発言により直ちに控訴人の社会的評価が低下したとも認められないから，被控訴人による本件発言が控訴人の名誉を毀損したとして不法行為を構成するとはいえない。

3 したがって，控訴人の前記1の主張における法の見解の当否にかかわらず，被控訴人が控訴人に対し不法行為に基づく損害賠償責任等を負うものとは認められない。

第4 結論

以上によれば，控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 横 溝 邦 彦

裁判官 鈴 木 雄 輔

裁判官 沖 本 尚 紀

これは正本である。

令和2年9月10日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 植野有紀